

東京都内で自転車を利用するみなさんへ



東京都の条例※1では、**自転車**利用中の事故により、

**他人にケガをさせてしまった
場合などの損害を賠償できる保険等**※2

への加入が義務となっています!!

※1東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
※2自転車利用中の対人賠償事故に備える保険・共済
以下「自転車損害賠償保険等」と表記



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

自転車
利用者

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

保護者

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、
自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車での
高額加害事故例

| 賠償金額 | 事故の概要 |
|----------|--|
| 約9,521万円 | 自転車(小学生11歳)と歩行者(62歳)との正面衝突により歩行者が後遺障害を負った事故 |
| 約9,266万円 | 自転車(高校生)と自転車(会社員24歳)との衝突により会社員が後遺障害を負った事故 |
| 約6,779万円 | 自転車と横断歩道を横断中の歩行者(38歳)との衝突により歩行者が脳挫傷により3日後に死亡した事故 |

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

都民安全 保険

検索



自転車の安全利用を
推進するロゴマーク